

新規指定申請書、指定変更届を提出される事業者の方へ

介護サービス事業の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

1 関係する他法令の手続きについて

- ・介護保険サービス事業所の指定を受けるには、関係する他法令による許可等が必要か確認してください。なお詳細は担当部局にお問い合わせください。
- (1) 老人福祉法に基づく届出等について（金沢市長寿福祉課）
- (2) 建築基準法に基づく建築確認等に関する事（金沢市建築指導課）
- (3) 都市計画法に基づく許可等に関する事（金沢市都市計画課）
- (4) 消防法に基づく消防用設備等に関する事
（地域を所管する消防署：中央、駅西、金石消防署）
- (5) 食品衛生法に基づく調理に関する事（金沢市保健所）
- (6) 公衆浴場法に基づく浴場に関する事（金沢市保健所）
- (7) 道路運送法に基づく許可等に関する事（石川運輸支局）
- (8) 労働基準法に基づく就業規則等に関する事（金沢労働基準監督署）
- (9) その他、法人の定款変更など事業者として当然必要な手続き

2 その他留意事項

- (1) 工事がある場合は近隣住民や町会に事前説明をするなど、地域との良好な関係づくりに努めてください。
- (2) 事業所から出たゴミは、廃棄物として適正に処理してください。詳細は金沢市リサイクル推進課までお問い合わせください。

金沢市介護保険課 給付グループ TEL076-220-2264